

三重県議会「議員勉強会」実施要領（案）

1 目的

三重県政を取り巻く環境は非常に厳しく、様々な課題等が数多くあることから、三重県議会として、県民の負託にこたえていくためには、今後も引き続き、各議員が日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めていくことが必要であるとともに、これらの諸課題を解決していくためには、議員間における共通認識の醸成と更なる理解の向上にも努めていくことが重要である。

このため、県政を取り巻く諸課題等の中から、学習の機会を設け、更に見識を深めていくことが必要と思われるテーマを選定したうえで、専門的知識を有する外部有識者等を招いた議員勉強会を議会活動計画の取組の一つとして適宜開催していくものとする。

2 実施方法

(1) 対象

三重県議会の全議員

(2) テーマ及び講師の選定

県議会として、特に勉強会の開催が必要と思われるテーマ及び当該テーマに精通する外部の有識者等を選定するものとする。

(3) 実施時期

年2回程度開催することを目途とし、会議日程及び講師との調整の上、適宜開催するものとする。

(4) 勉強会の公開

勉強会は公開とし、報道機関及び県民等の傍聴を可能とする。

3 その他

勉強会の開催後は、関係する委員会等での調査・審議、本会議における質疑等での活用を図るものとする。